

今月のコンテンツ

[ 経営のお役立ち情報 ]

- I. IT導入補助金
- II. 証拠書類のない簿外経費の  
必要経費不算入損金不算入措置
- III. 退職金の課税方式
- IV. 成年年齢の民法改正に係る税制改正

[ 今月のトピックス ]

- ・ 今月のブックマーク
- ・ 事業再構築補助金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研  
**TFGM&A** R/I株式会社

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL (06) 6538-0872  
FAX (06) 6538-0896  
E-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)  
(編集担当 藤本)

## I T 導入補助金

— 補助対象が拡大されました —

従来のIT補助金は1/2の補助率でハードウェアの購入に対しては補助されませんでした。今回それに加えて、デジタル化基盤導入類型としてハードウェアも対象になり、かつ補助率がITツール2/3~3/4、ハードウェア1/2の補助率になっています。（図1参照）こういった背景には新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも大手企業だけでなく中小企業にもデジタル化を強力に推進するために設けられています。またインボイス制度の導入も後押しする要因となっています。

■図1

類型	通常枠（A・B類型）	デジタル化基盤導入類型	
補助内容	ITツールのソフトウェア購入費用	ITツール + ハードウェア購入費用	
補助率	1/2	2/3~3/4	1/2
補助額	30万円~450万円	5万円~350万円	上限10万円 上限20万円
補助対象	ITツールのソフトウェア購入費用 クラウド使用料（最大1年分補助） 導入関連費用等	ITツールのソフトウェア購入費用 クラウド使用料（最大2年分補助） 導入関連費用等	PC タブレット プリンター スキャナー及びそれらの複合機器 レジ 券売機等
利用	実質60万円以上の案件で利用可能	実質7万円以上の案件で利用可能	

## ■補助金申請スキーム

### 1. 中小企業・小規模事業者

まず行わなければならないのが、「Gビズプライム」の取得が必要です。これは、補助金の申請など様々な行政サービスを1つのアカウントで利用できる認証システムです。取得まで約3週間かかりますので早めの取得をお勧めします。また、「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」の自己宣言が必要です。これも約1週間かかりますので早めの取得が必要です。

ITツールは何でもいいのではなく、登録されたツールから選択する必要があります。

従ってどこで買ってもいいわけではありません。まずはIT導入支援事業者（TFG(株)東亜経営総研）にご相談ください。また、補助金交付申請と事業報告は、中小企業・小規模事業者自身で行わなければならない、他の者がした場合は却下されることとなりますのでお気を付けください。つまり、申請等の丸投げはできません。かといって自分自身でするのは時間と手間（やり直しなどの）はかけたくないものです。こちらもIT導入支援事業者（TFG(株)東亜経営総研）にご相談ください。

### 2. IT導入支援事業者

ITツール情報を提供します。その中から選択していただき、申請・報告に必要な情報を収集し、中小企業・小規模事業者に提供いたします。そして入力値を確認し、生産性計画値の入力、支援事業者情報の入力をいたします。交付決定後、ITツールの導入を実施し申請・導入後のサポートをいたします。

交付後も毎年ITツール導入の効果を報告する義務がありますので、お気を付けください。

これからインボイス制度が導入されると電子請求書などが普及していくことが予想されます。補助金をうまく活用してITツールのレベルアップを図り煩雑な事務業務を減らすことによって効率を上げていくことをこの機会にお考えになってはいかがでしょうか。

## II 証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置

### — 令和4年度税制改正の概要 —

令和4年度税制改正では、「証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置」が新たに設けられました。これは、税務調査での「後だし経費」を規制する措置です。ここでは、その概要をみていきます。

### ■改正の趣旨及び背景

証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、「令和4年税制改正大綱」では、その詳細が述べられています。

税務調査では、調査により増加した所得(利益)を少しでも圧縮しようとして、帳簿に記載されていない経費(簿外経費)を持ち出して事後的に税務署に経費として認めてもらおうとする「後だし経費」が行われることがありました。

「後だし経費」を行うことで、税務調査ではその経費が真実かどうかを精査しなければならず、真実の

所得把握に係る税務当局に多大な執行コストを要します。また「後だし経費」は悪質な納税者が利用する手段になっている側面があり、今回「後だし経費」を規制する措置が実施されることとなりました。

#### ■改正の内容

所得税及び法人税の取扱いとも、仮想隠蔽(二重帳簿の作成、帳簿書類の破棄・隠匿・改ざん・偽造・変造・虚偽記載、架空名義での取引などの事実がある場合)がある又は無申告の年分(事業年度)において、納税者(個人又は法人)が確定申告書に記載しなかった費用の額については、次の場合を除き、必要経費に算入しないこととされます。

1. 保存する帳簿書類等により当該費用の額が生じないことが明らかである場合
2. 保存する帳簿書類等により当該費用の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、または推計される場合であって、反面調査等により税務署長がその費用の額が生じたと認める場合

なお、納税者が個人の場合は、1. その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又は2. その年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが対象となります。

#### ■実務上の留意点

納税者(個人又は法人)が、その確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出した確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外されます。

#### ■適用時期

個人については2023年以降の所得税について適用し、法人については2023年1月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

#### ■改正の問題点

国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しており、効率的かつ民主的な制度であるといわれています。これは、申告納税制度は国民が正しい申告をするという前提のもと、誤っていると思われる申告があればその立証責任は国が行うという仕組みになっていることにあります。

「後だし経費」を規制する今回の改正内容の理由は、真実の所得把握に係る課税庁の執行コストを軽減するために簿外経費を必要経費として認めないというのが趣旨です。

申告納税制度は、国への国民の信頼感があることで成立する制度です。公然となったこの措置により税負担が変わることは、従来の実務慣行と乖離する可能性が高いといえるのかもしれませんが。

これからは、適正な時期に適正な税務処理をすることが望ましいです。月次でしっかり監査まで行っていれば、改正の前からの業務は何ら変わることはありません。むしろ、きちんとできていない企業や個人事業主は、月次監査を進めていくきっかけとなるでしょう。それにより帳簿の精度も上がり、金融機関からの信頼も飛躍的に上がることでしょう。

## Ⅲ退職金の課税方式

— 令和4年分から一部変更になるのでご注意ください —

退職金については、古くは、江戸時代の商家で丁稚、手代、番頭と長く勤めあげ「暖簾分け」をすることで従業員のインセンティブを引き上げるためのものから始まっています。その後、西暦1946年に始まった電気産業の労働組合の労働争議で、退職金は「生涯を電気産業に捧たる如き従業員に対しては定年後約10年の生活保障をなす」と暫定協定が結ばれ他の労働組合からも老後を保障する賃金の後払いとして支持され、高度経済成長とあいまって終身雇用と並行して広まり定着しました。退職金に対する課税も、西暦1938年に始まり、当初は5,000円の基礎控除の上、累進税率で課税されました。西暦1946年には退職金額の1/2を他の所得と総合課税されるようになり、その後改正をへて現在のものとなっていますが、昨年「令和3年税制改正」で令和4年分の支給から一部改正されているので、退職所得としての課税方式をご説明させていただいた上で、一部変更点をご説明させていただきます。

### ■ 退職所得とは

退職に伴い勤務先から受け取る退職手当の他に、社会保険制度などにより退職を基因として支給される一時金、適格退職契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受け取る退職一時金も含み、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額を1/2にしたものが退職所得となります。

この退職所得に一定の税率を掛けたものが国に納付する退職金に対する税額となります。税率は以下の通りの累進税率で源泉徴収されます。

退職所得	1,000円から	1,949,000円までの方は	5%
	1,950,000円から	3,299,000円までの方は	10%で 97,500円を控除
	3,300,000円から	6,949,000円までの方は	20%で 427,500円を控除
	6,950,000円から	8,999,000円までの方は	23%で 636,000円を控除
	9,000,000円から	17,999,000円までの方は	33%で 1,536,000円を控除
	18,000,000円から	39,999,000円までの方は	40%で 2,796,000円を控除
	40,000,000円以上の方は		45%で 4,796,000円を控除

また、地方税として一律10%の税率が適用されます。

但し、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は退職金の支払時に退職金額の20.42%の所得税と復興特別所得税が源泉徴収され、翌年の3月15日迄に確定申告をして精算します。

### ■ 退職所得控除

前述の退職所得控除額は以下の通りで計算します。

勤続年数20年以下の方は 40万円×勤続年数 (左記で80万円未満の方は80万円)

勤続年数20年超の方は 800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

※勤続年数で1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げます。

又、障害者になったことが直接の原因で退職した場合は上記に100万円を加えた金額が退職所得控除となります。

### ■ 特定役員退職手当等(平成25年1月1日以後分)

役員等勤続年数が5年以下である方がその勤続年数に対応する退職金部分について、退職所得控除後の金額を1/2にする措置がなくなりました。(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げます) ここでいう役員等とは以下の通りです。

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している者で一定の者
2. 国会議員や地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員や地方公務員

■ 短期退職手当等（令和4年1月1日以後）

上記の特定役員退職手当等は役員等の方に対するものでしたが、令和3年度税制改正で、令和4年1月1日以後は、一般従業員の方に対して以下の変更が加えられました。

役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下の方（役員等として勤務した期間がある方はその期間を含めます）に対して退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分の金額に対しては1/2課税が適用されません。

## Ⅳ 成年年齢の民法改正に係る税制改正

### － 相続税・贈与税の変更点 －

成年年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられました。税制の中では成年要件が設けられている相続税と贈与税は20歳から18歳に引き下げられることで影響を及ぼす大改革となりました。

表にまとめましたので参考にしてください。

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		今年3月31日以前の贈与・相続等の場合	今年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続時精算課税</li> <li>・ 贈与税の特例税率</li> <li>・ 相続時精算課税適用者の特例</li> <li>・ 住宅取得等資金の非課税等</li> </ul>	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	・ 事業承継税制	贈与の日において20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	・ 結婚・子育て資金の非課税	結婚・子育て資金 管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金 管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	・ 未成年者控除	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

例えば、今年2月と今年6月に分けて祖父母から贈与を受けた子が今年9月に19歳となるケースでは、前者の贈与については一般税率を、後者の贈与については親族間の特例税率というように、税率を分けて申告する必要があります。

このように税法そのものは改正がなくても、民法などの他の法律が変わることによって実務が変わるケースがあります。非常に稀なケースではありますが、このことによって、受けられる制度などが受けられなかったりしますので、注意が必要となってくるでしょう。



## 今月のブックマーク

「ひとりブレスト」アイデアに詰まったときに活用してください。質問形式でどんどん輪郭がはっきりしてきます。質問に答えられ無くなれば、それはまだ実現の時ではありません。

<http://hitori.six1.jp/index.php>

### 事業再構築補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業を継続するために新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する企業に対して補助金で支援していこうとする事業です。今年度も実施されることになりましたが要件や補助金の上限など大きく変更されているところもあり、変更内容についてご案内させていただきます。

		現状	今後	
売上高減少の要件		コロナ前と比べて10%以上減少 2020年4月以降10%以上減少ならば 2020年10月以降5%以上減少でもよい	コロナ前と比べて10%以上減少	
緊急事態宣言枠		廃止		
回復・再生応援枠		創設		
グリーン成長枠		創設		
卒業枠・グローバルV字回復枠		廃止		
補助上限額 補助率	従業員規模	20人以下	100万～4000万	100万～2000万
		21人～50人	100万～6000万	100万～4000万
		51人～100人	100万～8000万	100万～6000万
		101人以上		100万～8000万
新規事業売上高		新たな製品等の売上高が 純売上高の10%以上	新たな製品等の売上高が純売上高の10%以上 又は新たな新製品等により付加価値額が総付加価値額の15%以上	

※比較表作成するために詳細を省いている項目もありますのでご注意ください。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

**TFG 税理士法人**  
**株式会社 東亜経営総研**  
**TFGM&A ルリエ株式会社**

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

**TFG** **検索**

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)  
**TFG** ニュース編集担当 藤本 清